

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項，呉市グループホーム設置条例（平成17年呉市条例第33号。以下「グループホーム条例」という。）第3条及び呉市蒲刈障害者活動支援センター条例（平成23年呉市条例第18号。以下「支援センター条例」という。）第3条の規定によりグループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターの2施設の管理を一括して行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の目的及び指定管理者に期待する成果並びに募集方法

(1) 募集の目的

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターの運営管理に関して，民間事業者の能力を活用し，利用者に対するサービスを向上させ，適正かつ効率的な運営を図ることを目的に指定管理者を募集します。

(2) 指定管理者に期待する成果

利用者へのアンケート調査により，利用者ニーズの把握や満足度を調査し，指定管理者のサービス内容等に対して「満足している人の割合が70%以上」かつ「不満がある人の割合が10%未満」を成果指標とします。

成果指標は，毎年度終了時に実施する指定管理者制度のモニタリング評価において検証します。

(3) 募集方法

候補者の選定方法は，「公募」方式とします。

2 施設の概要等

(1) グループホーム蒲刈（以下「グループホーム」という。）

認知症高齢者に対して居住施設を提供し，共同生活を送ることによって社会的孤立感を解消するとともに認知症の進行の抑制及び自立生活の助長を図り，もって市民の福祉を増進するために設置した施設

ア 所在地 呉市蒲刈町田戸2209番地

イ 開設年月日 平成17年3月1日

ウ 定員 9人

エ 構造，規模等

(ア) 建築年月 平成17年3月

(イ) 構造・階数 木造，平屋建て

(ウ) 敷地面積 1,015㎡

(エ) 建築面積 386㎡

オ 主要施設 居室（9室），食堂，台所，居間，座敷，浴室，洗濯室，トイレ
カ 施設の開所時間等 全日
キ 過去2か年の利用実績

(ア) 平成26年度 延べ入居者数 2,921人（1日平均8.0人）

(イ) 平成27年度 延べ入居者数 3,141人（1日平均8.6人）

(2) 蒲刈障害者活動支援センター（以下「支援センター」という。）

一般就労が困難な障害者が，生産活動その他の活動の機会の提供を受けながら，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する施設

ア 所在地 呉市蒲刈町田戸2209番地

イ 開設年月日 平成24年4月1日

ウ 定員 15人

エ 構造，規模等

(ア) 建築年月 平成17年3月

(イ) 構造・階数 木造，平屋建て

(ウ) 敷地面積 859㎡

(エ) 建築面積 369㎡

オ 主要施設 製パン室，作業室，食堂・談話室，静養室，更衣室，トイレ
カ 施設の開所時間等

開所時間等は，原則次のとおりとします。ただし，あらかじめ市長の承認を得た上で，これらを変更することができます。

(ア) 開所時間 午前9時から午後4時まで

(イ) 休所日

a 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

b 土曜日及び日曜日

c 1月2日，1月3日及び12月29日から12月31日まで

キ 過去2か年の利用実績

(ア) 平成26年度 登録者数 5人

(イ) 平成27年度 登録者数 5人

3 管理に関する基本的事項

- (1) 施設の設置目的に基づき，管理を行うこと。
- (2) 適切な介護サービス及び障害福祉サービス等の提供に努めること。
- (3) 利用者の平等な利用を確保するものであること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。

4 指定管理者が行う業務

- (1) グループホーム及び支援センターの維持及び管理に関する業務
- (2) グループホーム条例第2条各号及び支援センター条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) グループホーム及び支援センターの使用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

なお、詳細については、別紙の「グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター指定管理者仕様書」を参照してください。

5 指定期間（呉市議会の議決を経て正式決定します。）

指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、当該期間内であっても、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者の指定を受けた者は、自己の責任と負担において、指定期間の始期である平成29年4月1日の前日までに、その翌日の指定管理に係る業務を円滑に遂行することができるよう、人的・物的体制を整えなければなりません。

6 管理に係る経費等の取扱い

(1) グループホーム

ア 収入

指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項及びグループホーム条例第14条第3項の規定により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとします。

なお、利用料金の額は、グループホーム条例第14条第2項に定める額とします。

イ 経費

(ア) 指定管理者は、利用料金及び介護給付費等をもって、グループホームの管理に係る経費に充てるものとします。

なお、グループホームの管理によって生じる損失は、指定管理者の責任において負担するものとし、市は、ウに規定する指定管理者負担金の市への納入を除き当該利益の還元を求めませんが、損失の補てんも行いません。

(イ) 市は、指定期間の開始の日の前日において施設内に存する備品を、指定期間中は、指定管理者に対し、無償で貸与します。

(ウ) 施設の修繕及び備品の修繕、更新等に係る費用については、指定管理者が

負担するものとします。ただし、施設の大規模な修繕、改修等（1件当たり50万円以上と認められる修繕、改修等をいう。）に係る費用については、市が負担するものとします。

ウ 指定管理者負担金

指定管理者は、指定管理者負担金について本件募集において提案することとし、当該提案した額の指定管理者負担金を当該翌月の末日までに市に納入していただきます。

(2) 支援センター

ア 収入

(ア) 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項及び支援センター条例第11条第3項の規定に基づき、利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとします。

(イ) 地域活動支援センター事業を行う場合にあつて、指定管理者に支払う地域生活支援給付費の基準となる費用の額は、1日につき利用者1名当たり2,000円とします。また、1年につき1,428,572円（消費税額を含まない。）を上限として、運営費を支払います。

イ 経費

(ア) 指定管理者は、利用料金、地域生活支援給付費及び運営費等をもって、支援センターの管理に係る経費に充てるものとします。

なお、支援センターの管理によって生じる損失は、指定管理者の責任において負担するものとし、市は、当該利益の還元を求めませんが、損失の補てんも行いません。

(イ) 市は、指定期間の開始の日の前日において施設内に存する備品を、指定期間中は、指定管理者に対し、無償で貸与します。

(ウ) 施設の修繕及び備品の修繕、更新等に係る費用については、指定管理者が負担するものとします。ただし、施設の大規模な修繕、改修等（1件当たり50万円以上と認められる修繕、改修等をいう。）に係る費用については、市が負担するものとします。

(3) 指定管理業務の経理に関する事項

ア 経理の区分

指定管理者は、当該指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有業務等）に係る経理を区分してください。

イ 帳簿及び書類の作成と保管

指定管理者は、指定管理期間中における当該指定管理業務に関わる全ての収入及び支出を事由ごとに明確に示した計算書を作成し、それらに係る根拠書類を保管してください。

ウ 出納記録簿の作成

指定管理者は、指定管理期間中における現金及び物品の出納に関する記録簿を作成してください。

エ 決算書の作成

指定管理者は、毎年度、収支を明らかにする決算書及び事業報告書を作成し、呉市に提出してください。

7 応募資格

- (1) 呉市内に主たる事務所を置く法人であること。
- (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)】
(欠格事項)

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 市税及び県民税の滞納がある者
 - エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員

会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

- (3) 公の施設の管理に当たって必要な法人格、資格、免許等を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 募集の日から候補者選定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を言う。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。

8 応募手続

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 法人の定款の写し
- ウ 法人の登記事項証明書（提出前3か月以内に交付を受けたもの）
- エ 指定管理者の管理に関する事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- オ 当該法人に係る平成28年度（申請日の属する事業年度）の事業計画及び収支予算を示す書類
- カ 当該法人に係る平成27年度（申請日の属する事業年度の前事業年度）の事業報告及び収支決算を示す書類
- キ 類似施設等の管理実績がある場合は、その実績を記載した書類
- ク 平成28年6月1日現在における障害者雇用状況報告書（管轄職業安定所の長の受付印があるもの）の写し。ただし、雇用する労働者の数が56人未満の事業所にあつては、障害者の雇用に係る証明書
- ケ その他法人の概要を示す書類

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部

なお、副本については、添付書類も含め複写したもので結構ですが、大きさは、すべてA4版としてください。

(3) 申請関係書類の配布・受付に関する事項

ア 配布・受付期間

平成28年9月26日（月）から同年10月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の8時30分から17時15分まで

イ 配布・受付場所

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎3階

呉市福祉保健部福祉保健課

郵送（受付期間内必着）による提出も可能です（ファクシミリは不可です。）。

なお、呉市のホームページ（<http://www.city.kure.lg.jp>）にも、募集要項は掲載しています。

(4) 応募者現地説明会

次の日程で現地説明会を行います。

平成28年10月7日（金）13時30分から30分程度

なお、現地説明会への参加を希望する場合は、10月5日（水）までにその旨を呉市福祉保健部福祉保健課まで電子メール又はファクシミリにより御連絡ください。

(5) 募集内容に関する質問の受け付け等

ア 受付期間

平成28年9月26日（月）から同年10月12日（水）までの8時30分から17時15分まで

イ 質問の方法

次に掲げる事項を記載して電子メール又はファクシミリにより送付してください。

なお、混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭等による質問には一切回答しません。

(ア) 法人名

(イ) 担当者氏名及び部署・職名

(ウ) 電話番号

(エ) 電子メールアドレス又はファクシミリ番号

(オ) 質問内容

ウ 回答の方法

質問に対する回答は、本募集要項等の配布を受けた者全員に対し、電子メール又はファクシミリにより、一覧表に編集したものを送付して行います。

質問を頂いた日からおおむね3開庁日以内に随時回答しますが、内容によっては、更に時間を要する場合があります。

回答の内容は、本募集要項又はグループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター指定管理者仕様書の内容を補完するものです。

9 指定管理者の選定及び指定並びに指定管理者との協定の締結

(1) 選定方法

指定管理者選定委員会において応募者から提出された事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定します（審査の結果、候補者に適する者がないと同委員会が認める場合は、候補者を選定しないことがあります。）。

また、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施する場合があります（実施日時等については別途通知します。）。

(2) 審査基準

| 審 査 基 準 | 配 点 |
|--|--------------|
| 1 事業計画書等の内容が、グループホーム及び支援センターの利用者の平等な利用を確保するものであること。 | 適・否 ※否は失格 |
| 2 事業計画書等の内容が、グループホーム及び支援センターの適切な維持及び管理を図ることができるものであること。 (1) グループホーム及び支援センターの設置目的や性格等についての理解はどうか。 (2) 苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方はどうか。 (3) 事故等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 | 適・否 ※否は失格 |
| 3 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 (1) 利用促進が図られる具体的取組等が提示されているか。 (2) 他の介護・保健・福祉施設等との連携が可能か。 (3) 地域の特性・人材・ノウハウを活かした特色ある取組等が提示されているか。 | 30 |
| 4 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。 (1) 管理経費の縮減のための工夫がなされているか。 (2) 収支計画等（指定管理者負担金を含む。）が適正な管理を行えるものとなっているか。 | 20 |
| 5 グループホーム及び支援センターの管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 (1) 法人の経営状況は、安定しているか。 (2) 介護サービス及び障害福祉サービス等に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあるか。 | 30 |

| | |
|--|------------|
| (3) 類似施設の管理実績を有しているか。 | |
| 6 その他 (1) 利用者の精神的安定を確保するため、職員の継続雇用や円滑な引継ぎなどに配慮されているか。 (2) 障害者の雇用に配慮している法人であるか。 | 20 |
| 合計得点 | 100 |

※申請者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、全ての応募者に対して文書で通知するとともに、呉市のホームページに結果を掲載して公表します。その際には、応募者全員の名称及び得点等も公表対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、公表までの間は、応募者名及び応募者数、選定結果等についての問い合わせには一切応じません。

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された法人を指定管理者として指定する旨の議案を地方自治法第244条の2第6項の規定により、呉市議会に提出し、当該議決の後に指定管理者として指定します。呉市議会への提案は、平成28年12月定例会を予定しています。指定に当たっては、当該指定団体に対し、文書により通知するとともに、この旨を告示します。

なお、指定管理者の指定について呉市議会の議決を得ることができなかった場合又は指定管理者の指定を受けた後に、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の管理ができなくなった場合や指定の取消しがされた場合においては、当該法人が管理等の準備のために支出した費用等について、市は一切の補償を行いません。

(5) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定管理期間中のグループホーム及び支援センターの管理運営に関する基本的な事項を定める協定（以下「基本協定」という。）及び各年度ごとの事業や経費に係る事項を定める協定（以下「年度協定」という。）を締結します。これらの協定の概要は、次のとおりです。

ア 基本協定の内容

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する基本的な事項
- (ウ) 指定管理を実施するに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (エ) 業務報告に関する事項
- (オ) 指定の取消し及び指定管理の停止に関する事項

- (カ) 責任の分担に関する事項
- (キ) その他市長が必要と認める事項
- イ 年度協定の内容
 - (ア) 当該年度に行う事業や経費に関する事項
 - (イ) その他市長が必要と認める事項

10 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担の詳細については別途協定書において定めますが、基本的な方針については次のとおりとします。

◎主たる責任者

| 項 目 | 指定管理者 | 市 |
|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 施設の管理（介護サービス及び障害福祉サービス等の実施，警備，苦情対応等） | ◎ | |
| 施設の維持管理（清掃，保守点検，設備等法定点検，補修修繕，安全衛生管理支出，光熱水費の支出等） | ◎ | ○ (1件50万円以上の修繕，改修等と認められるもの) |
| 備品の維持管理（修繕，更新） | ◎ | |
| 災害時対応（連絡体制確保，被害調査・報告，応急措置等） | ◎ | ○ (指示等) |
| 災害復旧 | ○ (1件50万円未満と認められるものに限る。) | ◎ |
| 施設の使用許可 | ◎ (目的外使用許可を除く。) | ○ (目的外使用許可) |
| 施設の改築，改修等 | ○ (1件50万円未満と認められるものに限る。) | ◎ |
| 建物に係る火災保険の加入 | | ◎ |
| 損害賠償責任保険の加入（原則，市からの求償権の行使にも対応可能なもの） | ◎ | |
| 包括的管理責任（指定管理者の管理瑕疵を除く。） | | ◎ |

11 事業報告書等

指定管理者は，呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により，毎年度終了後40日以内に公の施設の管理に係る収支決算書を添付した事業報告書を呉市に提出します。

また、毎月末日後10日以内に、当該前月におけるグループホーム及び支援センターの利用状況等を記載した月次事業報告書を呉市に提出します。

1.2 事業の継続が困難になった場合の措置等

(1) 指定の取消し等

呉市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

ア 法人その他の団体が解散した場合

イ 財務・経営状況が著しく悪化し、管理の継続が困難であると認められる場合

ウ 協定書の内容に関して重大な違反をしたと認められる場合

エ 地方自治法の規定による監査の拒否又は妨害をしたと認められる場合

オ 個人情報保護に関する取り扱いに関して重大な欠陥があると認められる場合

カ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められる場合

キ 呉市の指示（業務改善等）に従わなかった場合

ク 呉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に抵触したことが明らかとなった場合

ケ 提出した資料（事業計画書、報告書、財務諸表等）に虚偽の記載があった場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される場合

コ その他指定管理者として適当でないと認められる場合

(2) 指定の取消し等に伴う損害賠償

指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、呉市はその賠償の責めを負いません。

1.3 事務引継ぎ等

指定管理者は、指定期間が終了する場合又は事業継続が困難になり指定を取り消された場合には、次期指定管理者又は呉市が指定する者に対して、業務遂行上必要とする書類等を円滑かつ迅速に引き継いでください。

(1) 利用者への周知

業務の引き継ぎに当たっては、指定管理者の変更について利用者等への周知徹底を図るとともに利用者に迷惑を及ぼさないよう最大限に配慮してください。

(2) 引継ぎの期限

業務の引き継ぎは、業務に支障を来さないよう、原則として、指定期間が終了するまでに行ってください。

(3) 引継ぎに係る費用の負担

引き継ぎや準備に要する費用は指定管理者の負担となります。

1.4 留意事項

(1) 応募者は、申請書等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募は、1法人につき1件とします。

(3) 事業計画書等の内容に、市の新たな費用の発生を伴う提案が含まれている場合であっても、その費用は、原則応募者の負担とします。

(4) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(5) 申請書類等は、理由のいかんを問わず、返却しません。

(6) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 申請書の提出後は、原則として、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。

(8) 応募資格の確認等のため、法人の主要構成員（理事、監事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

(9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(10) 申請書の提出後に辞退をする場合には、必ず辞退届を提出してください。

(11) 指定管理者が指定管理に係る業務に関して作成した文書は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第18条第3項の規定の適用を受けますので、当該規定に従い適切な管理を行ってください。

(12) 指定管理者が指定管理の実施に当たって保有することとなる個人情報については、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）第9条及び第51条の適用を受けますので、適切な管理を行ってください。

(13) 指定管理者は、呉市と指定管理者において情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため、（仮称）施設運営協議会を設置し、定期的に会議を開催することとします。

(14) 呉市は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理基準にあった運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているか等について、毎年度終了時にモニタリング調査を実施します。

ア 指定管理者による自己評価

指定管理者は、毎年度終了時のモニタリング調査において、協定書等に基づく管理運営業務が適切に行われたか自己評価を行います。

イ 利用者ニーズの把握

指定管理者は、毎年度終了時のモニタリング調査において、利用者満足度調査などを実施し、利用者ニーズの把握に努めることとします。

(15) 管理運営に疑義が生じた場合等の取り扱い

管理運営業務の実施に当たっては、指定議案の議決後締結する基本協定書、募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等に従い実施します。実施に当たり、疑義又はそごが生じた場合は、基本協定書、募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等の順にその解釈が優先します。ただし、事業計画書等の内容が募集要項及び仕様書に示された内容よりも優れていると呉市が判断した場合には、事業計画書等を優先します。

(16) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は申請者に帰属しますが、呉市が指定管理者の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

(17) 個人情報等の保護

事業計画書等の作成に当たり入手した呉市が非公開としている情報及び個人情報等については、情報漏えいに留意し不正使用を行わないよう、適正に管理してください。

(18) 情報公開の実施

提出された書類は返却しません。

また、提出された書類は呉市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、原則として公開されます。

(19) 緊急時の対応

指定管理者は、指定管理業務に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに呉市に報告してください。

(20) 第三者への委託

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に譲渡し、又は請け負わせることができません。ただし、業務等の一部を他に委託し、又は請け負わせる場合などについては、あらかじめ呉市の承諾を得た場合には専門の事業者にも再委託することは可能です。

(21) 指定管理者に関する変更事項の届出等

指定期間中に合併又は分割等によって法人格が変更となる場合は、速やかに呉市へ連絡してください。

1 5 関係書類

- (1) グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター指定管理者募集要項（本書）
- (2) グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター指定管理者仕様書
- (3) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (4) 指定管理者の管理に関する事業計画書（様式第2号）
- (5) 指定管理者の管理に関する収支予算書（様式第3号）
- (6) 障害者雇用に係る証明書
- (7) 参考書類
 - ア 呉市グループホーム設置条例及び同条例施行規則
 - イ 呉市蒲刈障害者活動支援センター条例及び同条例施行規則
 - ウ 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則
 - エ グループホームの指定管理者収支状況（平成26年度・平成27年度）
 - オ 支援センターの指定管理者収支状況（平成26年度・平成27年度）
 - カ グループホーム内見取図・配置図
 - キ 支援センター内見取図・配置図

1 6 問い合わせ先

呉市福祉保健部福祉保健課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎3階

電話 0823-25-3524, 0823-25-3265

ファクシミリ 0823-24-4863

電子メールアドレス hukuho@city.kure.lg.jp